

原議保存期間	5年(平成33年3月31日まで)
有効期間	一種(平成33年3月31日まで)

各管区警察局長
 警視庁生活安全部長 殿
 各道府県警察本部長
 (参考送付先)
 警察大学校生活安全教養部長

警察庁 丁保発第61号
 平成28年3月31日
 警察庁生活安全局保安課長

国際射撃競技の開催に係る基本的留意事項について(通達)

平成29年2月に第8回アジア冬季競技大会が開催され、日本人選手及び外国人選手によるバイアスロン競技が行われる予定である。また、今後、平成32年オリンピック・パラリンピック東京大会の円滑な運営を期するため、射撃競技団体においては、大規模な国際射撃競技(世界選手権大会やワールドカップ等の国際的な規模で開催される運動競技会において、国際的な射撃統括団体が定めた競技規則(以下単に「競技規則」という。)を適用して行うこととされている射撃競技をいう。以下同じ。)の招致・開催を積極的に行うことも予想される。

警察としては、危害予防上の措置を十全のものとしつつも、これらの大会の円滑な運営に資する取組が求められるところ、国際射撃競技の開催に係る基本的留意事項について、下記のとおり取りまとめたので、適切な運用に努められたい。

記

第1 外国人選手の銃砲・拳銃実包に係る許可手続について

国際射撃競技に参加するため入国する外国人選手に係る銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)第6条の規定による銃砲の所持許可及び火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第24条の規定による実包等の輸入許可の取扱いについては、事前に当庁において射撃競技団体と打ち合わせて選手名その他必要な事項を入国予定の出入国港の所在地を管轄する都道府県警察に連絡することとしているため、当該都道府県警察においては、当庁及び射撃競技団体と緊密に連絡の上、あらかじめ許可証を準備するなどの措置を講じておくこと。

この場合において、その許可の手続は、出入国港における通関手続と並行して速やかに行うなど、国際礼譲上の配慮をすること。

なお、外国人選手によっては、日本へ入国した後に実包等を購入するため、火薬類取締法第17条の規定による実包等の譲受許可を受けることも想定されるが、このような場合に出入国港の所在地を管轄する都道府県警察において譲受許可の手続を行うことは差し支えない。

第2 国際射撃競技の開催に伴う各種取扱いについて

1 銃砲の保管委託関係

(1) 外国人選手が猟銃等保管業者に猟銃等を保管委託する場合

外国人選手が法第6条の規定による許可を受けて所持する猟銃又は空気銃（空気拳銃を含む。）を法第10条の8の猟銃等保管業者に保管委託する行為は、当該猟銃等保管業者が国際射撃競技の開催される射撃場又はその付近に設置された保管庫で保管を行う者である場合に限って認められる（別添1の2(1)参照）。

猟銃等保管業者が外国人選手の猟銃等を保管する場合において、安全対策を徹底するため、以下の指導を行うこと。

ア 猟銃等保管業者が外国人選手の猟銃等を保管する場合には、日本の選手が法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて所持する猟銃等を保管する場合と同じ設備及び方法（法第10条の8第2項において準用する法第9条の7第2項に規定する基準に適合する設備及び方法）により保管するよう指導すること。

イ 猟銃等保管業者における外国人選手の本人確認については、上記1(1)アと同様の方法により行うよう指導すること。

(2) 日本の選手等が猟銃等保管業者に空気拳銃を保管委託する場合

日本の選手又は日本の選手である年少射撃資格者の指導を行う者が法第4条第1項第4号又は第5号の2の規定による許可を受けて所持する空気拳銃を猟銃等保管業者に保管委託する場合（法第10条の5第1項の規定により保管委託しなければならない場合を除く。）についての取扱いは上記(1)と同様である。

(3) 外国人選手が国等の指定射撃場の管理者等に拳銃を保管委託する場合

外国人選手が法第6条の規定による許可を受けて所持する拳銃を法第10条の5第1項の政令で定める者（警察署長、日本体育協会又は国若しくは都道府県が設置する拳銃に係る指定射撃場の管理者（以下「国等の指定射撃場の管理者等」という。））に保管委託する行為は、当該国等の指定射撃場の管理者等が国際射撃競技の開催される射撃場又はその付近に設置された保管庫で保管を行う者である場合に限って認められる（別添1の2(2)参照）。

国等の指定射撃場の管理者等が外国人選手の拳銃を保管する場合において、安全対策を徹底するため、以下の指導を行うこと。

ア 国等の指定射撃場の管理者等が外国人選手の拳銃を保管する場合には、日本の選手が法第4条第1項第4号の規定による許可を受けて所持する拳銃を保管する場合と同じ方法等（法第10条の5第2項の内閣府令で定める方法等）により保管するよう指導すること。

イ 国等の指定射撃場の管理者等における外国人選手の本人確認については、

上記 1 (1)アと同様の方法により行うよう指導すること。

2 審判等に伴う銃砲等の所持関係

(1) 国際審判員が審判等のために選手の銃砲又は拳銃実包を所持する場合

国際審判員（国際的な射撃競技統括団体が定める一定の資格を有する者で、当該国際射撃競技の審判員として当該団体から指名されたものをいう。以下同じ。）が当該国際射撃競技に参加する選手の銃砲又は拳銃実包を所持する行為は、当該国際射撃競技における審判、検査等に必要な場合に限って認められる（別添 1 の 2 (3) 参照）。

この場合の審判、検査等に伴う銃砲等の所持については、競技規則上認められている範囲に限られ、これを逸脱した場合には不法所持となる。

なお、次の主な射撃競技において、現在、国際的に通用している競技規則は、それぞれ次のとおりある（詳細については、別添 2 参照）。

ア ライフル射撃競技（ピストル射撃競技を含む。）及びクレイ射撃競技 国際射撃スポーツ連盟（International Shooting Sport Federation）の定めた競技規則

イ バイアスロン競技 国際バイアスロン連合（International Biathlon Union）の定めた競技規則

ウ 障害を有する選手による射撃競技及びバイアスロン競技 国際パラリンピック委員会（International Paralympic Committee）の定めた競技規則

(2) 審判補助員が審判等の補助のために選手の銃砲を所持する場合

国際審判員の下で当該国際射撃競技における審判、検査等の補助を行う審判補助員については、射撃競技団体が指名することとなるが、法第 4 条第 1 項第 4 号の規定による許可を受けて拳銃を所持する者の中から指名された審判補助員が、当該国際射撃競技に参加する選手の拳銃を所持する行為は、当該国際射撃競技における審判、検査等の補助に必要な場合に限って認められる（別添 1 の 2 (4) 参照）。

この場合の審判、検査等の補助に伴う拳銃の所持については、国際審判員の場合と同様、競技規則上認められている範囲に限られる（別添 2 参照）。

なお、当該補助に伴う拳銃の所持の一態様として、審判補助員が選手の拳銃及び実包を使用して試射を行う場合があるが、この場合には火薬類取締法第 17 条及び第 25 条の許可は要しない。

このほか、審判補助員については、以下の事項に配慮すること。

ア 猟銃又は空気銃（空気拳銃を含む。）の審判補助員については、審判等の補助を行おうとする種類の猟銃等に係る射撃指導員の中から射撃競技団体により指名される必要があり、当該種類の猟銃等に限り、競技規則上認められ

ている範囲でその所持が認められる。

なお、猟銃等の種類は、ライフル銃、ライフル銃以外の猟銃又は空気銃（空気拳銃を含む。）の別をいう。

イ 審判補助員による銃砲の検査の補助は、可能な限り指定射撃場内で行うよう、審判補助員及び会場の管理者等に対して指導すること。また、指定射撃場外で銃砲の検査の補助を行わざるを得ない場合には、当該検査のエリアを関係者以外立入禁止とするなどの措置を講ずるよう、会場の管理者等に対して指導すること。

ウ 審判補助員による審判、検査等の補助に伴う銃砲の所持は、国際親善の見地から、国際射撃競技の開催に当たって必要な限度で認められるものであることから、国際射撃競技以外の場合（例えば、国民体育大会における射撃競技の場合等）については認められない。

3 国際的な規模で開催される障害者スポーツ競技会（以下「パラリンピック等」という。）に参加する外国人選手の補助者関係

(1) パラリンピック等の外国人選手の許可に係る取扱い

自ら銃砲の保管管理を行えないなど、法に規定する各種義務の履行が単独では期待できないパラリンピック等の外国人選手であっても、特定の補助者と一体としてみれば、その履行が期待できる場合には、必ずしも取消処分を行う必要はない（別添1の2(5)参照）。

この場合に、当該特定の補助者に事実上の管理責任を問うことを可能とするため、当該外国人選手の第6条の規定による許可の申請に際して、補助者の人定事項（国籍、住所、電話番号、氏名及び生年月日）についても届け出るよう、当庁から射撃競技団体に対して要請することとしていることから、当該許可を行う都道府県警察においては、銃砲所持許可証の備考欄に補助者の氏名及び生年月日を記載して交付するとともに、当該届出の内容についても台帳に登載するなど適切に対応すること。

(2) 特定の補助者が補助のために銃砲等を所持する場合

特定の補助者が、パラリンピック等の外国人選手の銃砲又は実包を所持する行為は、当該外国人選手がパラリンピック等における国際射撃競技に参加するに当たって必要な場合に限って認められる。

この場合に、特定の補助者による補助のための銃砲等の所持は、国際射撃競技の会場内での競技、検査、運搬等の機会のみならず、会場外での運搬等についても必要な範囲で認められる（別添1の2(6)参照）。

国際射撃競技を開催する場合における銃刀法上の問題について

1 総論（2(5)以外関係）

(1) 銃砲所持者の保管義務違反の成否の判断基準について

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第10条の4第1項は、銃砲の盗難等による危害の発生を未然に防止するため、法第4条又は第6条の規定による許可を受けた者について、当該許可に係る銃砲を自ら保管する義務を課しているが、「その他正当な理由がある場合」、すなわち警察官に仮領置されている場合、運送事業者等に運送を委託する場合等、自ら保管しないことについて社会通念上正当な理由があると認められる場合には、当該保管義務は免除されている。

社会通念上正当な理由があると認められるためには、その目的が正当であることに加え、その態様が目的達成のためにやむを得ないものであり、かつ、法第1条の趣旨規定を踏まえると、銃砲の盗難等について十分な安全措置が講ぜられるなど、危害予防上の問題が生じないことを条件とする必要がある。

(2) 不法所持罪の成否の判断基準について

法第3条第1項は、何人も銃砲刀剣類を所持すること、すなわち、社会通念上支配の意思を持って、事実上自己の支配し得べき状態に置くことを禁止しているが、同項各号の除外事由に該当しない場合であっても、刑法（明治40年法律第45号）第35条の規定により、法令による行為、正当な業務による行為又は社会的相当行為と認められる場合には、不法所持罪の成立は阻却されると解されている。

この該当性については、個別的・具体的な事情に応じた実質的な判断が求められるが、所持の目的が正当であることに加え、その態様が目的達成のためにやむを得ないものであり、かつ、法第1条の趣旨規定を踏まえると、銃砲の盗難等について十分な安全措置が講ぜられるなど、危害予防上の問題が生じないことを条件とする必要がある。

なお、法第3条の3第1項が定める拳銃実包の所持禁止に係る不法所持罪の成否の判断基準についても同様である。

2 各論

(1) 外国人選手が猟銃等保管業者に猟銃等を保管委託する場合

ア 問題の所在

法第3条第1項第9号に規定する法第10条の8第1項においては、猟銃等保管業者に保管委託できる主体として、法第6条の規定による許可を受けた者が定められていないため問題となる。

イ 結論

法第6条の規定による許可に係る猟銃等を猟銃等保管業者（国際射撃競技が開催される射撃場又はその付近に設置された保管庫で保管を行う者に限る。）に保管委託することは、外国人選手に課された法第10条の4第1項の保管義務に反せず、また、猟銃等保管業者の保管のための所持は刑法第35条の正当業務行為として不法所持とならないため、可能と解する。

ウ 理由

(ア) 委託者の保管義務違反の成否

法第6条の規定による許可に係る猟銃等を猟銃等保管業者に保管委託する目的は、国際射撃スポーツ連盟の定めた競技規則上、射撃場又はその付近に設置が義務付けられた銃砲の保管庫に円滑に自らの猟銃等を保管するためであり、国際親善の見地から我が国でも国際射撃競技の開催が法において認められていることを踏まえると、目的は正当と考えられる。

また、射撃場等の保管庫に猟銃等を保管するに当たって、選手一人一人が自ら施錠して保管するのでは円滑さが阻害されるおそれが高く、専門の保管業者へ保管委託するという態様は上記目的達成のためにやむを得ないものと認められる。

さらに、保管委託先である猟銃等保管業者は、法において主体並びに保管の設備及び方法に関する厳格な基準（法第10条の8第1項及び第2項において準用する法第9条の7第2項）が定められていることから、十分な安全措置が講ぜられているといえる。

(イ) 猟銃等保管業者の不法所持罪の成否

猟銃等保管業者の保管のための所持については、その目的・態様共に上記(ア)と同様の理由が妥当するといえる。

(2) 外国人選手が国等の指定射撃場の管理者等に拳銃を保管委託する場合

ア 問題の所在

法第3条第1項第5号に規定する法第10条の5第1項においては、拳銃を保管委託しなければならない主体として、法第6条の規定による拳銃の所持の許可を受けた者が定められていないため問題となる。

イ 結論

法第6条の規定による許可に係る拳銃を国等の指定射撃場の管理者等(国際射撃競技が開催される射撃場又はその付近に設置された保管庫で保管を行う者に限る。以下「拳銃保管者」という。)に保管委託することは、外国人選手に課された法第10条の4第1項の保管義務に反せず、また、拳銃保管者の保管のための所持は刑法第35条の正当業務行為として不法所持とならないため、可能と解する。

ウ 理由

(ア) 委託者の保管義務違反の成否

法第6条の規定による許可に係る拳銃を拳銃保管者に保管委託する目的は、国際射撃スポーツ連盟の定めた競技規則上、射撃場又はその付近に設置が義務付けられた銃砲の保管庫に円滑に自らの拳銃を保管するためであり、国際親善の見地から我が国でも国際射撃競技の開催が法において認められていることを踏まえると、目的は正当と考えられる。

また、射撃場等の保管庫に拳銃を保管するに当たって、選手一人一人が自ら施錠して保管するのでは円滑さが阻害されるおそれが高く、専門の拳銃保管者へ保管委託するという態様は上記目的達成のためにやむを得ないものと認められる。

さらに、保管委託先である拳銃保管者は、法において主体及び保管の方法等に関する極めて厳格な基準(法第10条の5)が定められていることから、十分な安全措置が講ぜられているといえる。

(イ) 拳銃保管者の不法所持罪の成否

拳銃保管者の保管のための所持については、その目的・態様共に上記(ア)と同様の理由が妥当するといえる。

(3) 国際審判員が審判等のために選手の銃砲又は拳銃実包を所持する場合

ア 問題の所在

法第3条第1項又は第3条の3第1項においては、所持禁止の除外事由として、国際審判員（国際的な射撃競技統括団体が定める一定の資格を有する者で、当該国際射撃競技の審判員として当該団体から指名されたものをいう。以下同じ。）が審判等のために当該国際射撃競技に参加する選手の銃砲又は拳銃実包を所持する場合が定められていないため問題となる。

イ 結論

国際審判員が、当該国際射撃競技における審判、検査等に必要の限度で、選手の銃砲を所持することは、選手に課された法第10条の4第1項の保管義務に反せず、また、その限度で国際審判員が選手の銃砲又は拳銃実包を所持することは刑法第35条の正当業務行為として不法所持とならないため、可能と解する。

ウ 理由

(ア) 選手の保管義務違反の成否

国際射撃競技に参加する選手が法第4条又は第6条の規定による許可を受けて所持する銃砲を国際審判員に交付する目的は、国際射撃スポーツ連盟等の定めた競技規則上国際審判員の役割とされている、国際射撃競技における審判、検査等のためであり、国際親善の見地から我が国でも国際射撃競技の開催が法において認められていることを踏まえると、目的は正当と考えられる。

また、国際射撃競技における審判、検査等に当たって、国際審判員が選手の銃砲を手取ることも競技規則上予定されており、こうした審判、検査等に必要の限度で国際審判員に対して銃砲を交付するという態様は上記目的達成のためにやむを得ないものと認められる。

さらに、交付先である国際審判員は、国際射撃スポーツ連盟等のライセンスを有する者であり、銃砲の操作や射撃に関する知識、技能等

は射撃指導員と同等以上と認められる（日本の法令の知識については必ずしも同等以上とは言えないが、国際親善の見地から国際射撃競技に参加する外国人選手には、こうした知識を求めていることと同様に扱うことも可能と考えられる。）ことから、危害予防上の問題も生じないといえる。

(4) 国際審判員の不法所持罪の成否

国際審判員が、国際射撃競技における審判、検査等に必要な限度で、選手の銃砲又は拳銃実包を所持することについては、その目的・態様共に上記(ア)と同様の理由が妥当するといえる。

(4) 拳銃の審判補助員が審判等の補助のために選手の拳銃を所持する場合

ア 問題の所在

法第3条第1項第4号に規定する法第9条の3第1項においては、射撃指導員制度の対象として拳銃が定められていないなどのため問題となる。

イ 結論

射撃競技団体において、法第4条第1項第4号の規定による許可を受けて拳銃を所持する者の中から指名された当該国際射撃競技の審判補助員が、当該国際射撃競技の審判、検査等の補助に必要な限度で、選手の拳銃を所持することは、選手に課された法第10条の4第1項の保管義務に反せず、また、その限度で審判補助員が選手の拳銃を所持することは刑法第35条の正当業務行為として不法所持とならないため、可能と解する。

ウ 理由

(ア) 選手の保管義務違反の成否

国際射撃競技に参加する選手が法第4条又は第6条の規定による許可を受けて所持する拳銃を審判補助員に交付する目的は、国際射撃スポーツ連盟の定めた競技規則上、射場役員、用具検査係員等の審判補助員の役割とされている、国際射撃競技における審判、検査等の補助のためであり、国際親善の見地から我が国でも国際射撃競技の開催が法において認められていることを踏まえると、目的は正当と考えられ

る。

また、国際射撃競技における審判、検査等の補助に当たって、審判補助員が選手の拳銃を手取ることも競技規則上予定されており、こうした審判、検査等の補助に必要な限度で審判補助員に対して拳銃を交付するという態様は上記目的達成のためにやむを得ないものと認められる。

さらに、交付先である審判補助員は、射撃競技団体において指名されることとなるが、当該指名が極めて厳格な法第4条第1項第4号の規定による許可を受けて拳銃を所持する者の中からなされるならば、その操作や射撃に関する一定の知識、技能等は認められることから、危害予防上の問題は生じないといえる。

(イ) 審判補助員の不法所持罪の成否

法第4条第1項第4号の規定による許可を受けて拳銃を所持する者の中から選ばれた審判補助員が、国際射撃競技における審判、検査等の補助に必要な限度で、選手の拳銃を所持することについては、その目的・態様共に上記(ア)と同様の理由が妥当するといえる。

(5) パラリンピック等の外国人選手の許可に係る取扱い

ア 問題の所在

法第11条第1項等においては、法第6条の規定による許可を受けた者についても法第4条の規定による許可を受けた者と同様の取消事由が定められているため問題となる。

イ 結論

法に規定する各種義務の履行が単独では期待できないパラリンピック等の外国人選手であっても、特定の補助者と一体としてみれば、その履行が期待できる場合には、必ずしも取消処分を行う必要はないものと解する。

ウ 理由

パラリンピック等における国際射撃競技に参加する外国人選手の中には、単独では自ら銃砲の保管管理等を行えない程度に高度の障害を有する者も存在する。法第6条の規定による許可については、許可の欠格事

由はないものの、法第11条第1項、第2項及び第4項において取消事由は定められているため、自ら保管管理等を行えないような外国人選手については、これに該当するとも考えられる。

しかし、法第6条の対象となる国際射撃競技にはパラリンピック等の競技も含まれ、これに参加する外国人選手が国際パラリンピック委員会の定めた競技規則上の参加資格を満たす以上、国際親善の見地からは、こうした選手についても許可を取り消すことなくその継続を認める必要がある。

また、法第6条の規定による許可は国際親善の見地から特例として認められた一時的な措置であることや、その取消処分は裁量的なものであることを踏まえると、選手が補助者を介することにより法に規定する各種義務の履行が可能と認められる場合には、十分な安全性は確保されることとなり、さらに、この補助者を選手と対応させて特定し、その人定事項について、届出により把握するとともに選手に交付する銃砲所持許可証に追記すれば、事実上の管理責任を問うことも可能となることから、このような場合には、必ずしも取消処分を行う必要はないものと考えられる。

(6) パラリンピック等の外国人選手の補助者が補助のために銃砲等を所持する場合

ア 問題の所在

法第3条第1項又は第3条の3第1項においては、所持禁止の除外事由として、パラリンピック等の外国人選手の補助者が補助のために当該外国人選手の銃砲又は拳銃実包を所持する場合が定められていないため問題となる。

イ 結論

特定の補助者が、外国人選手がパラリンピック等における国際射撃競技に参加するに当たって必要な限度で、その銃砲を所持することは、外国人選手に課された法第10条の4第1項の保管義務に反せず、また、その限度で特定の補助者が外国人選手の銃砲又は拳銃実包を所持することは刑法第35条の正当業務行為又は社会的相当行為として不法所持となら

ないため、可能と解する。

ウ 理由

(ア) 外国人選手の保管義務違反の成否

パラリンピック等における国際射撃競技に参加する外国人選手で単独では自ら銃砲の保管管理等を行えない程度に高度の障害を有する者が当該銃砲を補助者に交付する目的は、国際パラリンピック委員会の定めた競技規則上の参加資格を満たす当該外国人選手が国際射撃競技に参加するためであり、国際親善の見地から我が国でも国際射撃競技の開催が法において認められていることを踏まえると、目的は正当と考えられる。

また、国際射撃競技への参加に当たって、補助者が外国人選手の銃砲に拳銃実包を装填することは競技規則上認められており、また、補助者が当該参加に伴い保管・運搬を行うことも、当該外国人選手が競技規則上の参加資格を有する以上当然予定されており、こうした補助に必要な限度で補助者に対して銃砲を交付するという態様は上記目的達成のためにやむを得ないものと認められる。

さらに、交付先である補助者は、競技規則上予定されている競技に必要な不可欠な者であるため、銃砲の取扱いについても国際射撃競技に参加する外国人選手と同程度に精通しているものと考えられ、また、この補助者を選手と対応させて特定し、その人定事項について、届出により把握するとともに選手に交付する銃砲所持許可証に追記すれば、事実上の管理責任を問うことも可能となることから、このような場合には、国際親善の見地から特例として認められた法第6条の許可制度と同等の安全水準が確保されているといえる。

(イ) 補助者の不法所持罪の成否

届出により特定された補助者が、外国人選手がパラリンピック等における国際射撃競技に参加するに当たって必要な限度で、その銃砲又は拳銃実包を所持することについては、その目的・態様共に上記(ア)と同様の理由が妥当するといえる。

国際的な射撃競技統括団体が定めた競技規則について

- 1 ライフル射撃競技（ピストル射撃競技を含む。）及びクレー射撃競技に適用される国際射撃スポーツ連盟（International Shooting Sport Federation）の定めた競技規則（Official Statutes Rules and Regulations EDITION 2013 (Third Print 01/2015)）の主な関係部分については、次のとおりである。

なお、この競技規則においては、ジュリー及びレフェリーが国際審判員に当たり、装備検査員、射場役員等が審判補助員に当たる。

- (1) 一般技術規則（General Technical Rules）中の安全（SAFETY）の項目

6.2.1.6

装備検査員、射場役員又はジュリーは選手の装備（銃器を含む。）を本人の許可なく本人の立会いと認識の下に手に取ることができる。しかしながら、安全上の問題が発生したときは、即座に行動しなければならない。（An Equipment Inspector, Range Officer, or Jury Member may pick up an athlete's equipment (including a gun) for control without his permission, but in his presence and with his knowledge. However, immediate action must be taken when a matter of safety is involved.）

- (2) 一般技術規則（General Technical Rules）中の競技用服装及び装備（COMPETITION CLOTHING AND EQUIPMENT）の項目

6.7.4

全ての選手のライフル競技、ピストル競技及びランニング・ターゲット競技の装備は、装備検査ジュリー及び組織委員会により設置された装備検査係の検査に服さなければならない。また、全ての選手のクレー競技の装備はクレー競技のジュリーの検査に服さなければならない。（All athletes' Rifle, Pistol and Running Target equipment is subject to checks by the Equipment Control Jury and an Equipment Control Section established by the Organizing Committee; All athletes' shotgun equipment is subject to checks by the Shotgun Jury.）

- (3) 一般技術規則（General Technical Rules）中の競技ジュリーの任務と役割（COMPETITION JURY DUTIES AND FUNCTIONS）の項目

6.8.5

ジュリーは、練習及び競技の間いつでも、選手の銃、装備、姿勢等を検査する権利を持つ。(Jury Members have the right to examine the guns, equipment, positions, etc., of the athletes at any time, during training and competitions.)

(4) ピistol競技規則 (Pistol Rules) 中の装備と弾薬 (EQUIPMENT AND AMMUNITION) の項目

8.4.2 引金の重さの測定 (Measuring Trigger Pull Weight)

引金は、引金の中央付近に検査用の錘を吊して、銃身を垂直にして、計らなければならない。錘は水平面におかれ、その面から明瞭に持ち上げられなければならない。検査は装備検査職員によって行われなければならない。引金の重さの最小限度は競技中も、その重さを維持されていなければならない。錘の持ち上げは最大3回まで許される。もし合格しなければ、調整の後に再検査される。空気銃を検査する場合、空気が充填され発射できる状態で実施しなければならない。(The weight of the trigger pull must be measured, with the test weight suspended near the middle of the trigger and the barrel held vertically. The weight must be placed on a horizontal surface and lifted clear of the surface. The tests must be conducted by Equipment Control officials. The minimum weight of the trigger pull must be maintained throughout the competition. A maximum of three (3) attempts to lift the weight are allowed. If it does not pass, it may only be resubmitted after adjustment. When testing air or gas actuated pistols, the propellant charge must be activated.)

8.4.4.2

各射群当たり1名以上の選手の弾薬が検査されなければならない。装備検査ジュリーは、30発の本選ステージ開始前ごとに、検査を受ける選手の選出を監督し、検査される弾薬を収集する。選手は競技のステージごとに、少なくとも50発の弾を用意すべきである。ジュリーは、その選手が使う弾薬から10発を抜き取り、ラベルの貼られた封筒に入れ、封をし、検査役員にそれを手渡さなければならない。ステージ終了後、選ばれていた選手は検査場に行かななければならない。検査役員は3発を弾倉に装填しその選手のピistolに入れて発射し、各弾の発射速度を計測する。平均速度が250.0

m/s を下回った場合、再検査されなければならない。6 発の平均速度が 250.0 m/s を下回った場合、選手は失格とされなければならない。(The ammunition of at least one (1) athlete from each relay must be tested. The Equipment Control Jury will supervise the selection of the athletes to be tested and collect the ammunition to be tested before each 30-shot Qualification stage. Athletes should have at least 50 rounds with them for each stage of competition. A Jury Member must take ten (10) cartridges from the ammunition that the athlete is using, place them in a labeled envelope, seal the envelope and hand it to the testing officer. After the stage is completed, the athlete selected must go to the testing station. The testing officer will load a magazine with three (3) cartridges and fire them in that athlete's pistol and record the muzzle velocity of each cartridge. If the average velocity is under 250.0 m/sec, the test must be repeated. If the average velocity of the six (6) shots is less than 250.0m/sec, the athlete must be disqualified.)

(5) ピistol競技規則 (Pistol Rules) 中の故障の種類 (Types of Malfunctions) の項目

8.9.4.3

故障原因の決定 (Determining the Cause of a Malfunction)

ピistolの外観からでは故障の明白な理由を決定できず、また銃身内での停弾について何らの兆候も選手の主張もない場合、射場役員はピistolの発射機構に触れないようにして取り上げ、安全な方向に向けて、1回だけ引金を引き、引金機構が作動していたかを確認しなければならない。(If the external appearance of the pistol does not show an obvious reason for the malfunction and there is no indication, and the athlete does not claim that there may be a bullet stuck in the barrel, the Range Officer must take the pistol without interfering with or touching the mechanism, point the pistol in a safe direction and pull the trigger one time only to determine whether the trigger mechanism had been released.)

- a) ピistolがリボルバーで、撃鉄が起こされていない場合、射場役員は引金を引いてはならない。(If the pistol is a revolver, the Range Officer must not pull the trigger unless the hammer is in the cocked position;)

- b) ピストルが発射しなかった場合、射場役員は故障の原因を決定し、その故障が許容できるかどうか決めるために、ピストルの検査を完遂しなければならない。(If the pistol does not discharge, the Range Officer must complete the examination of the pistol to determine the cause of the malfunction and to decide whether or not the malfunction is allowable; and)
 - c) 射場役員はピストルの検査の後に“許容できる故障”か“許容できない故障”かを決定する。(The Range Officer decides, after inspection of the pistol, that there is an ALLOWABLE MALFUNCTION or a NON-ALLOWABLE MALFUNCTION.)
- (6) クレー競技規則 (Shotgun Rules) 中の装備と弾薬 (EQUIPMENT AND AMMUNITION) の項目

9.4.1.1 装備の検査 (Equipment Control)

ISSF のルールが守られていることを確実にするため、ジュリーは競技の間ランダムに検査を行い、銃やスキートマーカータープに関するルール違反が発覚した選手は失格とされなければならない。(To ensure compliance with ISSF Rules, the Jury will conduct random checks during Competition and any athlete found to be in violation of the rules for guns or Skeet marker tapes must be disqualified.)

9.4.3.2 装弾検査 (Cartridge Inspection)

ジュリーは、競技中、射撃や選手に出来るだけ邪魔にならないような装弾検査プログラムを実施しなければならない。(The Jury must implement a cartridge inspection program that is designed to cause minimal interference to the shooting or athletes during the competition:)

- a) レフェリー又はジュリーは、検査のため、選手の銃から発射していない装弾を抜き取ることができる。(The Referee or Jury Member may remove an unfired cartridge from the athlete's gun for inspection;)
- b) ジュリー又はレフェリーは、選手が射面にいるときはいつでも、検査のため選手の装弾を手に取りることができる。(A Jury Member or the Referee may take an athlete's cartridge for inspection at anytime when the athlete is in the shooting area; and)
- c) 選手がこれらのルールに合致しない弾薬を使用した場合には失格とさ

れなければならない。(If an athlete uses ammunition that is not in accordance with these rules he must be disqualified.)

2 バイアスロン競技に適用される国際バイアスロン連合 (International Biathlon Union) の定めた競技規則 (IBU EVENT AND COMPETITION RULES Adopted by the 1998 IBU Congress with amendments by the 2000, 2002, 2004, 2006, 2008, 2010, 2012 and 2014 Congresses) の主な関係部分については、次のとおりである。

なお、この競技規則においては、スタート役員、フィニッシュ役員等の中に、国際審判員に当たる者もいれば、審判補助員に当たる者もいる。

(1) 競技装備及び衣類 (COMPETITION EQUIPMENT AND CLOTHING FOR EVENTS) 中のスタート前の検査 (Pre-Start Materials/Equipment and Clothing Inspection) の項目

4.2.2.1.b (スタート役員は、) ライフル銃の安全点検を実施して、薬室あるいは銃に挿入された弾倉に、実包が装填されていないことを確認する。(The following checks are to be made : The rifle will then be safety-checked to confirm it does not contain a live cartridge in the chamber or in its inserted magazine.)

4.2.2.1.c (用具検査役員は、) ライフル銃の重量、引き金の重さ、寸法、形状及び銃に貼り付けられた広告が規定どおりであることをチェックする。(The following checks are to be made : The weight, trigger resistance, dimensions and shape of the rifle, and the advertising on it will be checked for correctness.)

(2) 競技装備及び衣類 (COMPETITION EQUIPMENT AND CLOTHING FOR EVENTS) 中のフィニッシュ後の検査 (Finish Inspection) の項目

4.2.3.a (フィニッシュ役員は、) ライフル銃の薬室あるいは銃に挿入された弾倉に実包が装填されていないことを確認する。(a check will be made to confirm the following : That the rifles do not contain live ammunition in the chamber or inserted magazine.)

4.2.3.c フィニッシュ役員は、フィニッシュ後にライフル銃の引き金の重さが 500g 以上あることを確認する。(a check will be made to

confirm the following : That the rifle trigger resistance is at least 0.5 kg.)

- (3) 射撃規制 (SHOOTING REGULATIONS) 中の不発、弾／弾倉の紛失及び破損したライフル銃 (MISFIRES, LOST ROUNDS/MAGAZINES AND DAMAGED RIFLES) の項目

8.6.1 不発、弾／弾倉の紛失及び破損したライフル銃 (Misfires and Lost Rounds/ Magazines and Damaged Rifles)

もし、選手が予備の弾や弾倉を携帯していなければ、手を挙げて大声で「弾薬」と自分の所属を叫ぶことにより、射場役員から代わりの弾や弾倉を受け取ることができる。対応する競技役員は、チームの予備銃や射場後方にいるチームのサポートスタッフから予備の弾を受け取って選手に届けることとなる。同様に、選手は弾薬と弾倉をコース中で受け取ることができる。(If they are not carrying spare rounds or magazines, competitors may obtain replacement rounds or magazines from a range official by raising a hand and loudly saying “Ammunition” and the name of their NF. The range official who responds will get the spare rounds from the team's reserve rifle or from the team's support staff behind the range and deliver them to the competitor. Competitors are permitted to receive ammunition and magazines on the course as well.)

8.6.4 射場役員の対応 (Response by Range Officials)

全ての射場役員は、予備の弾丸やライフルの交換のために、選手が手を挙げることや呼び声に注意を払わなければならない。射場役員は、緊迫感を持って反応し、弾丸やライフルの交換に要する時間を最小化するように素早く動かなければならない。(All range officials must be alert so that they notice a raised hand or a yell by a competitor asking for spare rounds or rifle exchange. Range officials must react with a sense of urgency and move quickly to minimize the time required to bring the rounds or to exchange the rifle.)

- 3 障害を有する選手による射撃競技に適用される国際パラリンピック委員会 (International Paralympic Committee) の定めた競技規則 (Shooting Technical Rules & Regulations April 2013) の主な関係部分については、次のとおりであ

る。

(1) 総則 (GENERAL)

1.2 ISSF スポーツ技術規則および規定の効力 (Effect of ISSF Sport Technical Rules and Regulations)

最新*ISSF スポーツ技術規則は、IPC 射撃規則および規定により修正された場合を除き、有効である。最新 ISSF 規則は補強され、ここで挿入されたり再度述べられることはなく、IPC 射撃の規則および規定は、ISSF 規則に関連して読解される。(The latest* ISSF Sport technical rules shall be in force except where they are modified by the IPC Shooting rules and regulations. The latest ISSF rules are reinforced and not inserted or restated here and the rules and regulations of IPC Shooting are to be read in conjunction with the latest ISSF rules.)

* 最新版とは、ISSF 規則の解釈を含む最新の印刷版のことである。(* latest version means latest printing edition including the interpretation of the ISSF rules)

(2) IPC 射撃一般規則 (IPC SHOOTING GENERAL RULES)

7.7 SH2 クラスの選手の装填助手 (Athlete's Loading Assistants for class SH2)

7.7.1 装填助手は、IPC 射撃クラス分け規則で記述されている場合のみ許され、SH2 種目で競技する SH2 選手のみに適用される。(Loading assistants are allowed only as described in the IPC Shooting Classification Rules and refers only to SH2 athletes competing in SH2 events.)

7.7.2 装填助手が許されるための決定は、クラス分け委員会によってのみなされ、クラス分け用紙と IPC 射撃 ID カードに記載される。(The decision to be allowed a loading-assistant can only be made by the classification panel and will be marked on the classification form and the IPC Shooting ID card.)

7.7.3 装填助手は、試合の間、話しかけたり合図を送ってはならない。装填助手は、ライフルへの装填又は射手の要請に応じて照準調整のみをしてよい。(The loading-assistant must not speak or give signals during the match. He/she may only load the rifle and/or adjust the sights

at the request of the athlete.)

7.7.4 装填助手は、発射の間、競技者の1 m以上後ろにいないといけない。ジュリーの裁量で例外が設けられてもよい。(The loading-assistant must be at least 1m behind the competitor between shots. Exceptions can be made at the discretion of the Jury.)

7.7.5 装填助手は、ISSF 規則（服装規定）に従った服装でなければならない。(The loading-assistant must be dressed according to the ISSF rules (dress code).)

4 障害を有する選手によるバイアスロン競技に適用される国際パラリンピック委員会 (International Paralympic Committee) の定めた競技規則 (Nordic Skiing Rules and Regulations December 2014) の主な関係部分については、次のとおりである。

(1) 全般 (General)

331.6.1 LW クラスにおいては、チームスタッフは、技術責任者の指示に従って選手が選んだレーンにおいて、選手にライフルとサポートを手渡さなければならない。(For LW classes, team staff must hand the rifle and the support to the athlete at the lane the athlete has chosen or been assigned according to the instructions given by the TD.)

(2) 不発、弾丸紛失及びライフル破損 (Misfires, lost rounds and damaged rifles)

331.9.5 射場役員の対応 (Response by Range Officials)

全ての射場役員は、予備の弾丸やライフルの交換のために、選手が手を挙げることに注意を払わなければならない。射場役員は、緊迫感を持って反応し、弾丸やライフルの交換に要する時間を最小化するように素早く動かなければならない。(All Range Officials must be alert to observe a raised hand by a competitor for spare rounds or rifle exchange. The Range Officials must react with a sense of urgency and move quickly to minimize the time required to bring the rounds or to exchange the rifle.)